

最低制限価格の設定について

1 令和7年4月1日以降に公告又は指名する建設工事に係る最低制限価格の設定を次のとおりとします。

工事の種類	算定式
土木工事 (一般土木、舗装、水道施設、造園など)	(1) 直接工事費×97% (2) 共通仮設費×90% (3) 現場管理費×90% (4) 一般管理費等×68% 最低制限価格：(1)～(4)の合計額（千円未満切り捨て）×1.1
土木工事 (土木関係の機械設備、電気通信及び下水道用機械・電気設備)	(1) 機器単体費×92% (2) 直接工事費×97% (3) 共通仮設費×90% (4) 現場管理費×90% ※(工場管理費、据付間接費、設計技術費含む) (5) 一般管理費等×68% 最低制限価格：(1)～(5)の合計額（千円未満切り捨て）×1.1
建築工事・建築設備工事 (一般建築、工作物解体、電気設備、電気通信、管工事、建築塗装など)	(1) 直接工事費×90%×97% (2) 共通仮設費×90% (3) (直接工事費×10%+現場管理費)×90% (4) 一般管理費等×68% 最低制限価格：(1)～(4)の合計額（千円未満切り捨て）×1.1

※1 上記により算定した額が予定価格の10分の9.2を超える場合は10分の9.2（千円未満切り捨て）に相当する額、また10分の7.5に満たない場合は10分の7.5（千円未満切り上げ）に相当する額とします。

※2 その他上記により算定が困難な特殊工事等については、予定価格の10分の9.2（千円未満切り捨て）から10分の7.5（千円未満切り上げ）までの範囲内で定める額とします。

※3 複数の工事区分を含むものについては、工事区分ごとに算出された金額に対し、端数処理を行った額の合計額とします。

2 平成30年10月1日以後に公告又は指名する役務の提供等の一部（植物管理業務、廃棄物・リサイクル業務）に係る最低制限価格の設定を次のとおりとします。

最低制限価格：

予定価格の10分の8（千円未満切り捨て）とします。